

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)の届出
を要する物質の指定

届出対象物質	届出を要する量(以上)
圧縮アセチレンガス	40Kg
無水硫酸	200Kg
液化石油ガス	300Kg
生石灰(酸化カルシウム80%以上を含有するもの)	500Kg
シアン化水素	30Kg
シアン化ナトリウム	30Kg
水銀	30Kg
セレン	30Kg
ひ素	30Kg
ふつ化水素	30Kg
モノフルオール酢酸	30Kg
アンモニア	200Kg
塩化水素	200Kg
クロルスルホン酸	200Kg
クロルピクリン	200Kg
クロルメチル	200Kg
クロロホルム	200Kg
けいふつ化水素酸	200Kg
四塩化炭素	200Kg
臭素	200Kg
発煙硫酸	200Kg
ブロム水素	200Kg
ブロムメチル	200Kg
ホルムアルデヒド	200Kg
モノクロル酢酸	200Kg
よう素	200Kg
硫酸	200Kg
りん化亜鉛	200Kg

※上記以外に、上記物質を含有する製剤等 総務省令で届出を要する物質として定められているものがあります。